

【参考資料】

令和5年第1回奥州市議会定例会
条例追加議案 新旧対照表

議案第44号	奥州市手数料条例の一部を改正する条例
議案第45号	奥州市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第46号	奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
	〔奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条関係） 奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）〕
議案第47号	奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
18の6 低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。以下この項及び次項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項、18の8の項、18の9の項及び18の11の項から18の13の項までにおいて「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から18の13の項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万5,000円（市長が別	18の6 低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。以下この項及び次項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万5,000円（市長が別

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
			に定める者があらかじめ低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあつては、5,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内の場合 7万円（認定基準に適合する場合にあつては、1万円） (ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内の場合 9万7,000円（認定基準に適合する場合にあつては、1万6,000円） <u>イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</u> <u>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 1万8,000円（認定基準に適合する場合にあつては、5,000円）</u> <u>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 1万9,000円（認定基準に適合する場合にあつては、5,000円）</u> <u>ウ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める</u>				定める者があらかじめ低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあつては、5,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内の場合 7万円（認定基準に適合する場合にあつては、1万円） (ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内の場合 9万7,000円（認定基準に適合する場合にあつては、1万6,000円） <u>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）をいう。以下この項及び次項において同じ。） 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の</u>

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
			<u>基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</u> 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ア(7)から(ウ)までに定める額に次に掲げる共用部分の床面積(7)及び(イ)において「共用部分床面積」という。)の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額 (7) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 10万9,000円 (認定基準に適合する場合にあっては、1万円) (イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17万9,000円(認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円) エ <u>共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</u> 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)イ(7)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積((1)エ(7)及び(イ)において「共用部分床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 <u>(7) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 3万3,000円 (認定基準に適合する場合にあっては、1万円)</u> <u>(イ) 共用部分床面積の合計が300平方</u>				区分に応じ(1)ア(7)から(ウ)までに定める額に次に掲げる共用部分の床面積(7)及び(イ)において「共用部分床面積」という。)の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額 (7) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 10万9,000円(認定基準に適合する場合にあっては、1万円) (イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17万9,000円(認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円)

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
			メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 5万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万円） オ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び次項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。） (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万円） a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 23万9,000円				ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び次項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。） (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万円） a 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項、18の8の項、18の9の項及び18の11の項から18の13の項までにおいて「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項及び18の8の項から18の13の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び18の8の項

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
			b 建築物のエネルギー消費性能が 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) に定める基準に適合するものとし てされた認定申請 9万6,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル を超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額（認定基準に適合す る場合にあっては、1万7,000円） a 建築物のエネルギー消費性能が 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1) に定める基準に適合するものとし てされた認定申請 29万7,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) に定める基準に適合するものとし てされた認定申請 12万円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方メートル以内の 場合 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額（認定基準に適合 する場合にあっては、2万7,000円） a 建築物のエネルギー消費性能が 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1) に定める基準に適合するものとし てされた認定申請 38万円 b 建築物のエネルギー消費性能が 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) に定める基準に適合するものとし てされた認定申請 15万6,000円 カ 人の居住の用に供する部分を有しな い建築物のうち工場等専用建築物又は 住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分 （非住宅部分が工場等専用部分である			から18の13の項までにおいて「省 令」という。）第1条第1項第1 号イに定める基準に適合するもの としてされた認定申請 23万 9,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が 省令第1条第1項第1号ロに定め る基準に適合するものとしてされ た認定申請 9万6,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額（認定基準に適合する場 合にあっては、1万7,000円） a 建築物のエネルギー消費性能が 省令第1条第1項第1号イに定め る基準に適合するものとしてされ た認定申請 29万7,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が 省令第1条第1項第1号ロに定め る基準に適合するものとしてされ た認定申請 12万円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方メートル以内の場 合 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額（認定基準に適合す る場合にあっては、2万7,000円） a 建築物のエネルギー消費性能が 省令第1条第1項第1号イに定め る基準に適合するものとしてされ た認定申請 38万円 b 建築物のエネルギー消費性能が 省令第1条第1項第1号ロに定め る基準に適合するものとしてされ た認定申請 15万6,000円 エ 人の居住の用に供する部分を有しな い建築物のうち工場等専用建築物又は 住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分 （非住宅部分が工場等専用部分である	

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
			場合に限る。) (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万円) a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 10万9,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 4万8,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万7,000円) a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 13万8,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 6万3,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円) a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 17万9,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた				場合に限る。) (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万円) a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 10万9,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 4万8,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万7,000円) a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 13万8,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 6万3,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円) a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 17万9,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされ

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
		認定申請 8万4,000円 キ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)ア(7)から(ウ)まで並びに(1)ウ(7)及び(イ)に定める額（当該住戸及び共用部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)イ(7)又は(イ)及び(1)エ(7)から(エ)までに定める額）を合算した額に、(1)オ(7)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、(1)カ(7)から(ウ)まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)オ(7)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、(1)カ(7)から(ウ)まで）に定める額を加算した額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額			た認定申請 8万4,000円 オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)ア(7)から(ウ)まで並びに(1)イ(7)及び(イ)に定める額を合算した額に、(1)ウ(7)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、(1)エ(7)から(ウ)まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(7)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、(1)エ(7)から(ウ)まで）に定める額を加算した額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額
18の7 低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第55条第2項において準用する低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額）	18の7 低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第55条第2項において準用する低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額）

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
		(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(イ)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(イ)又は(イ)に定める額） イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積並びに同項(1)ウ(ウ)及び(イ)に定める共用部分床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで並びにウ(ウ)及び(イ)に定める額（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の18の6の項(1)イ(イ)又は(イ)及び同項(1)エ(エ)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(イ)又は(イ)及び同項(1)エ(エ)又は(イ)に定める額を合算した額） ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分で			(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額 イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積並びに同項(1)イ(イ)及び(イ)に定める共用部分床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで並びにイ(イ)及び(イ)に定める額 ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分で

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
		ある場合を除く。) 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める額 エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。） 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)カ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(ア)から(ウ)までに定める額 オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積、同項(1)イ(ア)及び(イ)に定める共用部分床面積並びに同項(1)ウ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るもの）にあっては、同項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)及び(イ)並びに同項(1)オ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合）にあっては、同項(1)カ(ア)から(ウ)まで）に定める床面積の合計（同項(1)オ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計）の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで及び同項(1)ウ(ア)又は(イ)（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認			ある場合を除く。) 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(ウ)までに定める額 エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。） 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)エ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(ウ)までに定める額 オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積、同項(1)イ(ア)及び(イ)に定める共用部分床面積並びに同項(1)ウ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合）にあっては、同項(1)エ(ア)から(ウ)まで）に定める床面積の合計（同項(1)ウ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計）の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで、イ(ア)及び(イ)並びにウ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合）にあっては、同項(1)エ(ア)から(ウ)まで）に定める額を合算した額

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
		定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)及び(イ)並びに同項(1)オ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)カ(ア)から(ウ)まで）に定める額を合算した額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額			(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額
略	略	略	略	略	略
18の11 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）又は住宅・非住宅複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）を除く。）をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定	18の11 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）又は住宅・非住宅複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）を除く。）をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。）の住宅部分

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後		現 行	
	申請に係るものに限る。) (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万8,000円(市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合(以下この項において「認定基準に適合する場合」という。))にあつては、6,000円) (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 4万3,000円(認定基準に適合する場合にあつては、6,000円) <u>イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</u> <u>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 2万円(認定基準に適合する場合にあつては、6,000円)</u> <u>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万1,000円(認定基準に適合する場合にあつては、6,000円)</u> <u>ウ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)</u> <u>の住宅部分(当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)</u> (ア) 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を、省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項及び18の13の項(4)において同じ。))の		(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万8,000円(市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合(以下この項において「認定基準に適合する場合」という。))にあつては、6,000円) (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 4万3,000円(認定基準に適合する場合にあつては、6,000円) <u>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)</u> <u>の住宅部分</u> (ア) 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を、省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項及び18の13の項(4)において同じ。))の

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
			床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内の場合 7万7,000円(認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 12万7,000円(認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円) エ <u>共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)</u>の住宅部分(当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) (ア) <u>床面積の合計が300平方メートル以内の場合 3万7,000円(認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円)</u> (イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 6万3,000円(認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円)</u> オ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) (ア) 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内の場合 25万1,000円(認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円) (イ) 床面積の合計が300平方メートル				床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内の場合 7万7,000円(認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 12万7,000円(認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円) ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) (ア) 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内の場合 25万1,000円(認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
			を超え1,000平方メートル以内の場合 31万5,000円（認定基準に適合する場合にあつては、1万9,000円） (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40万6,000円（認定基準に適合する場合にあつては、3万円） カ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 9万6,000円（認定基準に適合する場合にあつては、1万1,000円） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 12万3,000円（認定基準に適合する場合にあつては、1万9,000円） (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 16万1,000円（認定基準に適合する場合にあつては、3万円） キ 住宅・非住宅複合建築物（アからカまでに係るものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 (1)ウ(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)				を超え1,000平方メートル以内の場合 31万5,000円（認定基準に適合する場合にあつては、1万9,000円） (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40万6,000円（認定基準に適合する場合にあつては、3万円） エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 9万6,000円（認定基準に適合する場合にあつては、1万1,000円） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 12万3,000円（認定基準に適合する場合にあつては、1万9,000円） (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 16万1,000円（認定基準に適合する場合にあつては、3万円） オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 (1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)イ(ア)又は(イ)に定める額（一戸建てであるものにあつては、(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア(ア)又は(イ)に定める額）

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
			<u>に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの</u>にあつては、<u>(1)エ(7)又は(4)</u>に定める額（一戸建てであるものにあつては、(1)ア(7)又は(4)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)イ(7)又は(4)）に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア(7)又は(4)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)イ(7)又は(4)）に定める額） (4) 非住宅部分 <u>(1)オ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)オ(7)から(ウ)までに定める額</u>（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)カ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)カ(7)から(ウ)までに定める額） (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額				(4) 非住宅部分 <u>(1)ウ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(7)から(ウ)までに定める額</u>（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)エ(7)から(ウ)までに定める額） (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額
18の12 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定		18の12 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定	

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
に対する審査	請手数料	により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額) (1) 建築物 1 棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分 備考 1 第 2 号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)に定める額(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、備考 1 第 2 号の規定により算定した面積の同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める額) イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住宅部分 備考 1 第 2 号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)又は(イ)に定める額(当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、備考 1 第 2 号の規定により算定した面積の同項(1)エ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)又は(イ)に定める額) ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第 1 号イ(1)及	に対する審査	請手数料	により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額) (1) 建築物 1 棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分 備考 1 第 2 号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)に定める額 イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住宅部分 備考 1 第 2 号の規定により算定した面積の前項(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める額 ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第 1 号イ(1)及

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後				現 行			
			びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)オ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(7)から(ウ)までに定める額 エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)カ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(7)から(ウ)までに定める額 オ 住宅・非住宅複合建築物(アからエまでに係るものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、(7)及び(イ)に定める額を合算した額 (7) 住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(7)又は(イ)(当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)エ(7)又は(イ))に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(7)又は(イ)(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)エ(7)又は(イ))に定める額(一戸建てであるものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の同項(1)ア(7)又は(イ)(当該住				びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(7)から(ウ)までに定める額 エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)エ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(7)から(ウ)までに定める額 オ 住宅・非住宅複合建築物(アからエまでに係るものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、(7)及び(イ)に定める額を合算した額 (7) 住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)イ(7)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(7)又は(イ)に定める額(一戸建てであるものにあつては、前項(1)ア(7)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(7)又は(イ)に定める額)

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
		宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(7)又は(4)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(7)又は(4)(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(7)又は(4)に定める額) (4) 非住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)オ(7)から(9)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(7)から(9)までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)カ(7)から(9)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(7)から(9)までに定める額) (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額			(4) 非住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(7)から(9)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(7)から(9)までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)エ(7)から(9)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(7)から(9)までに定める額) (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額
略	略	略	略	略	略
備考			備考		
1・2 略			1・2 略		

奥州市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(出産育児一時金の支給) 第3条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める要件に該当すると認めるときは、3万円を超えない範囲内でこれに加算するものとする。 2 略	(出産育児一時金の支給) 第3条 市は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める要件に該当すると認めるときは、3万円を超えない範囲内でこれに加算するものとする。 2 略

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（それぞれ子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1）～（3）略 2～4 略 5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （1）子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。） （2）略 （自動車を運行する場合の所在の確認） 第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	（保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1）～（3）略 2～4 略 5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。） （2）略

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
<u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u> <u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u>	

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(利用者負担額) 第3条 教育・保育給付認定保護者（教育・保育給付認定子どもの扶養義務者を含む。以下同じ。）が負担する利用者負担額（奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第24号）第13条第1項に規定する利用者負担額及び同条例第43条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) 略 2 略 別表第1（第3条関係） 表 略 備考 1～8 略 9 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、利用者負担額を0円とする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が<u>2人</u>以上いる世帯にいる年齢順に上から<u>2番目</u>以降の特定被監護者等が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども	(利用者負担額) 第3条 教育・保育給付認定保護者（教育・保育給付認定子どもの扶養義務者を含む。以下同じ。）が負担する利用者負担額（奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第24号）第13条第1項に規定する利用者負担額及び同条例第43条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) 略 2 略 別表第1（第3条関係） 表 略 備考 1～8 略 9 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、利用者負担額を0円とする。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が<u>3人</u>以上いる世帯にいる年齢順に上から<u>3番目</u>以降の特定被監護者等が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども